

傍聴にあたっての遵守事項

傍聴人は、菊池市都市計画審議会を傍聴するにあたって、下記の事項を遵守してください。

記

- 会議中は、静粛に傍聴してください。拍手その他の方法により、賛成、反対の意向等の意思表示をしないでください。
- はり紙、旗その他会場に持ち込むことが不適当であると認められる物品を携帯しないでください。
- たすき、はちまきの類を身につける等示威的行為を行わないでください。
- 写真撮影、録画、録音、携帯電話等の通信機器の使用等をしないでください。
- 飲食及び喫煙をしないでください。
- その他会議中の秩序を乱し又は、議事を妨害するような行為をしないでください。

遵守できない場合、退場を命じられる場合がありますので、ご注意ください。

(菊池市都市計画審議会公開実施要領第4条 抜粋)

(傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴人は傍聴席において、次に掲げる事項を守らねばならない。

- (1) 会議中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により、賛成、反対の意向等の意思表示をしないこと。
- (2) はり紙、旗その他会場に持ち込むことが不適当であると認められる物品を携帯しないこと
- (3) たすき、はちまきの類を身につける等示威的行為を行わないこと。
- (4) 写真撮影、録画、録音、携帯電話等の通信機器の使用等をしないこと。
- (5) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (6) その他会議中の秩序を乱し又は、議事を妨害するような行為をしないこと。

(審議会の秩序の維持)

第5条 会長は、傍聴人が前条の規定に違反した場合は、退場させることができる。